

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当に関する事務基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊万里市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

佐賀県伊万里市長

## 公表日

令和6年9月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。
③システムの名称	1. Acrocity児童手当(標準化前)、Acrocity児童手当(標準化後) 2. Acrocity行政基本(標準化前)、Acrocity行政基本(標準化後) 3. MICJET番号連携サーバ 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表 第81項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第44条 番号法第9条 別表 第134項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第73条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 42、125、141、161の項 (情報照会の根拠) 106、107、160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310

# II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</span>
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

<b>8. 監査</b>		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検	<input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<input type="checkbox"/> 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 十分に力を入れている <input type="checkbox"/> 十分に力を入れない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月25日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 子育て支援室 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-2174	市民部 福祉課 子育て支援係 [住所]〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号]0955-23-2310	事後	H28.4の機構改革に伴い担当課が変更となったため
平成29年9月1日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	中野 大成	桑本 成司	事後	H29.4.1付け人事異動により所属長が変更となったため
令和1年6月28日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署 ②所属長	①市民部福祉課 ②桑本 成司	①市民部子育て支援課 ②子育て支援課長	事後	
令和1年6月28日	I 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部 福祉課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策		※新様式への変更のため、追加	事後	
令和2年7月10日	I 5. 評価実施期間における担当部署 ①部署	市民部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	
令和2年7月10日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 情報広報課 市民サービス係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2133	総合政策部 情報政策課 情報公開・統計係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-5491	事後	
令和2年7月10日	I 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ	市民部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	健康福祉部 子育て支援課 子育て支援係 [住所] 〒848-8501 佐賀県伊万里市立花町1355番地1 [電話番号] 0955-23-2310	事後	
令和2年7月10日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	[○]自己点検 [ ]内部監査 [ ]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [ ]外部監査	事後	
令和3年7月10日	評価書名	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年7月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊万里市は、児童手当に関する事務に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	伊万里市は、児童手当に関する事務及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和3年7月10日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	①事務の名称 児童手当に関する事務 ②事務の概要 ・児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ②所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ③年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。	①事務の名称 児童手当等に関する事務 ②事務の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務【令和4年3月31日終了】は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、住民情報、地方税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報等の本給付に必要な情報を本給付金の次の事務に使用する。 ・住民情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、課税情報を照会し、支給対象者の特定を行う。 ・児童手当、特別児童扶養手当の口座情報を使用し、本給付金の支給を行う。 ・支給情報を管理する。	事後	
令和3年7月10日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)児童手当ファイル (2)宛名情報ファイル	(1)児童手当ファイル (2)宛名情報ファイル (3)低所得の子育て世帯生活支援特別給付金ファイル	事後	
令和3年7月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条 別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	・番号法第9条 別表第一 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条 ・番号法第9条 別表第一 第100項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月10日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 74、75の項	(情報照会の根拠) 74、75の項、59の4項	事後	
令和3年7月10日	II 1. 対象人数	平成27年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	II 2. 取扱者数	平成27年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和3年7月10日	IV 8. 監査	[ ○ ] 内部監査	[ ] 内部監査	事後	
令和4年8月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊万里市は、児童手当に関する事務及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【令和4年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	伊万里市は、児童手当に関する事務及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和4年8月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	①事務の名称 児童手当等に関する事務  ②事務の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務【令和4年3月31日終了】は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、住民情報、地方税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報等の本給付に必要な情報を本給付金の次の事務に使用する。 ・住民情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、課税情報を照会し、支給対象者の特定を行う。 ・児童手当、特別児童扶養手当の口座情報を使用し、本給付金の支給を行う。 ・支給情報を管理する	①事務の名称 児童手当等に関する事務  ②事務の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務【令和5年3月31日終了】は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、住民情報、地方税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報等の本給付に必要な情報を本給付金の次の事務に使用する。 ・住民情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、課税情報を照会し、支給対象者の特定を行う。 ・児童手当、特別児童扶養手当の口座情報を使用し、本給付金の支給を行う。 ・支給情報を管理する	事後	
令和4年8月12日	II 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年8月12日	II 2. 取扱者数	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和5年7月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	伊万里市は、児童手当に関する事務及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【令和5年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	伊万里市は、児童手当に関する事務及び低所得の子育て世帯生活支援特別給付金【令和6年3月31日終了】に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の概要	①事務の名称 児童手当等に関する事務  ②事務の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務【令和5年3月31日終了】は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、住民情報、地方税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報等の本給付に必要な情報を本給付金の次の事務に使用する。 ・住民情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、課税情報を照会し、支給対象者の特定を行う。	①事務の名称 児童手当等に関する事務  ②事務の概要 児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・受給者世帯の住民情報を照会し、資格確認を行う。 ・所得情報を照会し、支給額の判定をする。 ・年金情報を照会し、児童手当拠出金事務を行う。 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務【令和6年3月31日終了】は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、住民情報、地方税情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、児童扶養手当情報等の本給付に必要な情報を本給付金の次の事務に使用する。 ・住民情報、児童手当情報、特別児童扶養手当情報、課税情報を照会し、支給対象者の特定を行う。	事後	
令和5年7月25日	II 1. 対象人数	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年7月25日	II 2. 取扱者数	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和6年9月25日	評価書名	児童手当等に関する事務 基礎項目評価書	児童手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	

